

道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成26年4月11日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合条例第15号

道央廃棄物処理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づく、人事行政の運営等の状況の公表については、千歳市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年千歳市条例第39号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。